

みんなつばめの子



令和8年度版

認可保育施設入園案内

(保育園・認定こども園・地域型保育施設)



◀ ホームページからもご覧いただけます。

～保育施設申込みまでの流れ～

認可保育施設入園案内
(本冊子)をよく読みましょう



申込受付期間を確認しましょう
(P4へ)



希望する保育施設を選びましょう
(P20へ)



必要書類を準備しましょう

ご自身で記入するものと、勤務先など第三者に記入してもらうものがあります。ご自身の必要書類を確認し、早めに準備しましょう。(P4へ)



受付期間内に必要書類を受付場所へ
持っていきましょう

目次

1. 保育施設とは - - - - - P 1
2. 保育の必要性の認定について - - - - - P 2
3. 保育の必要量(保育時間)について - - - - - P 3
4. 入園の申込み手続きについて - - - - - P 4
5. 教育・保育給付認定申請書
(入園申込書)について - - - P 7
6. 保育施設の入園選考方法について - - - - - P 11
7. 保育料等について - - - - - P 15
8. 入園(申込み)後の手続きについて - - - - - P 17
9. よくある質問(Q&A) - - - - - P 18
10. 認可保育施設一覧 - - - - - P 20

お問合せは・・・

燕市役所 こども未来課 保育・幼児教育係

☎ 0256-77-8222 (直通)

1. 保育施設とは



保護者が仕事をしていたり、疾病にかかっていたり、またはその他の事由で子どもを家庭で保育できない場合、保護者の代わりにお子さんを保育する施設です。

① 保育園

利用対象 0～5歳児（施設によって異なります。）

特徴 就学前のお子さんをお預かりし、保護者の代わりに保育を行う施設です。

開園時間 施設によって異なります。（P 3へ）

注意点 保育料の決定については、公立・私立による違いはありませんが、諸費用等については異なります。

② 認定こども園

利用対象 0～5歳児（施設によって異なります。）

特徴 幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設です。

開園時間 施設によって異なります。（P 3へ）

注意点 幼児教育のみ希望（保育を必要としない）の場合は、本案内ではなく、「認定こども園入園案内」をご覧ください。（認定こども園、燕市役所こども未来課で配布しています。）
保育料の決定については、公立・私立による違いはありませんが、諸費用等については異なります。

③ 地域型保育施設

利用対象 0～2歳児（施設によって異なります。）

特徴 少人数（19人以下）を保育する施設です。

開園時間 施設によって異なります。（P 3へ）

注意点 保育料の決定については、保育園・認定こども園との違いはありませんが、諸費用等については異なります。



令和8年度（2026年度）クラス年齢

令和8年（2026年）4月1日現在の年齢でクラス分けをします。年度末まで同じクラスです。

クラス	生年月日
5歳児	令和 2年（2020年）4月2日～令和 3年（2021年）4月1日
4歳児	令和 3年（2021年）4月2日～令和 4年（2022年）4月1日
3歳児	令和 4年（2022年）4月2日～令和 5年（2023年）4月1日
2歳児	令和 5年（2023年）4月2日～令和 6年（2024年）4月1日
1歳児	令和 6年（2024年）4月2日～令和 7年（2025年）4月1日
0歳児	令和 7年（2025年）4月2日～

2. 保育の必要性の認定について



認定区分

保育施設への入園を希望する保護者の方は、下記の給付認定を受ける必要があります。

年齢	利用希望内容	利用可能施設	支給認定区分
満3歳以上	教育	認定こども園	1号認定 ※
	保育	保育園、認定こども園、地域型保育施設	2号認定
満3歳未満			3号認定

※教育の利用を希望する場合は、本案内ではなく、「認定こども園入園案内」をご覧ください。

（各認定こども園、燕市役所こども未来課で配布しています。）

保育の利用を必要とする事由と期間

保育施設を利用できる期間は世帯ごとに異なり、家庭の状況に応じて変動します。

事由	具体的事由	認定期間
就労	自宅外で仕事をしている場合又は自宅内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしているため保育ができない場合 （月に48時間以上の勤務の場合）	児童の小学校就学前日までの期間内で左の状態が継続すると見込まれる期間
妊娠・出産	保護者が出産の前後のため、保育ができない場合	出産予定日の8週間前の日の属する月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
保護者の疾病・障がい	保護者が疾病、負傷、障がい等の事由で保育ができない場合	左の状態が継続すると見込まれる期間
同居親族等の介護・看護	家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、保育ができない場合	
災害復旧	家庭に火災、風水害、震災などその復旧の間、保育ができない場合	
求職活動	保護者が求職活動中（起業準備を含む）のため、保育ができない場合	入園の承諾開始日から、90日を経過する日が属する月の末日まで
就学	保護者が就学（職業訓練校での職業訓練を含む）のため、保育ができない場合	保護者の卒業・修了予定日が属する月の末日まで
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	左の状態が継続すると見込まれる期間

※上記期間内に「保育の利用を必要とする事由」を満たさなくなった場合は、給付認定が取り消され、利用できなくなります。

3. 保育の必要量（保育時間）について



保 育 時 間 保育の利用を必要とする事由に応じて、保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）を市が認定します。

保育の必要量 保育標準時間：最長 1 1 時間

保育短時間：最長 8 時間

開 園 時 間 <月曜日～金曜日>

公立保育園・公立認定こども園は午前 7 時 3 0 分～午後 6 時 3 0 分まで
（西燕保育園、よしだ保育園は、午後 7 時 0 0 分まで）

<土曜日>

拠点施設（下記の施設）で希望保育を実施

燕こども園、小高保育園、西燕保育園、よしだ保育園、あおい保育園

<早朝・延長保育>

早朝：午前 7 時 3 0 分～午前 8 時 0 0 分

延長：午後 4 時 0 0 分～午後 6 時 3 0 分

（西燕保育園、よしだ保育園は、午後 7 時 0 0 分まで）

※早朝・延長保育を希望される方は、入園決定後に申込みが必要です。

※私立施設の開園時間については、各施設へお問合せください。

保育の必要量は、保育の利用を必要とする事由や就労時間等によって異なります。

父母のどちらかの要件が保育短時間であれば、「保育短時間」の認定となります。

また、利用開始後しばらくの間、子どもが段階的に慣れるようにするため、通常より短い保育時間とさせていただきます場合があります。

保育の利用を必要とする事由		保育標準時間	保育短時間
保護者が就労をしている	月 1 2 0 時間以上	○	△※ 1
親族の介護・看護をしている	月 4 8 時間以上	△※ 2	○
就学をしている	1 2 0 時間未満		
母親が出産前後である 保護者の心身に疾病や障がいがある 保護者が火災・風水害・震災など災害の復旧にあたっている 虐待や DV のおそれがある		○	×
保護者が求職活動中である 育児休業取得時に、すでに保育施設を利用している子どもがおり、継続利用が必要である		×	○

※ 1. 就労時間等が月 1 2 0 時間以上の場合は、原則「保育標準時間」となりますが、保護者の希望等により「保育短時間」に変更が可能です。

※ 2. 就労時間等が月 1 2 0 時間未満の場合は、原則「保育短時間」となりますが、就労の終了時刻などによっては「保育標準時間」を希望できる場合があります。

4. 入園の申込み手続きについて



燕市の認可保育施設間で
転園を希望する場合は、在園
施設にお声掛けください。

1. 入園申込期間・受付場所

令和8年（2026年）4月入園

入園希望月 令和8年（2026年）4月

申込受付期間 令和7年（2025年）10月6日（月）～17日（金） ※土・日曜日・祝日を除く
午前9時～午後5時

※土曜日は事前に連絡の上、受付可能。第一希望の施設に直接ご連絡ください。公立園の場合は、2日前の午後5時までにご連絡ください。

受付場所 入園を希望する施設（第一希望の施設）※お子さんと一緒においでください。

令和8年度（2026年度）途中入園

入園希望月 令和8年（2026年）5月～令和9年（2027年）3月
※原則、各月1日からの入園となります。

申込受付期間 入園希望月の3か月前から

お問合せ 公立施設⇒燕市役所こども未来課 1階15番～16番
私立施設⇒入園を希望する施設

受付場所 入園を希望する施設

2. 入園申込書類の配布場所

各保育施設、燕市役所こども未来課

3. 提出する書類

世帯の状況によって、必要な書類が異なります。P19の提出書類チェックリストをご確認のうえ、必要な書類を提出してください。

家庭で保育できない状況を証明する書類一覧

必要書類は原本の提出が必要です。（（写）と記載がある書類を除く。）

保育の利用を必要とする事由			必要書類
就労	雇用されている方		○就労証明書（※様式あり）
	就労予定の方		○就労証明書（※様式あり）
	内職の方	委託先あり	○就労証明書（※様式あり）
		委託先なし	○就労証明書（※様式あり） ○直近の確定申告書、直近の市民税・県民税申告書などの書類
	自営業・農業の方	事業主の方	○就労証明書（※様式あり） ○開業届、営業許可証、直近の確定申告書、直近の市民税・県民税申告書などの書類
		事業主以外の方	○就労証明書
	産休・育休から復帰される方		○就労証明書（※様式あり）

保育の利用を必要とする事由	必要書類
妊娠・出産	○母子健康手帳（分娩予定日、保護者氏名記載箇所）（写） または、妊産婦医療費受給者証（写）
疾病	○入院・通院証明書など（写）
障がい	○障害者手帳など（写）
介護・看護	○介護・看護従事申告書（※様式あり） ○介護・看護が必要な方の障害者手帳など（写）
災害復旧	○罹災証明書（被災証明書）など
求職活動	○申出書（※様式あり）
就学	○在学証明書・学生証など（写） ○卒業（修了）予定日がわかる書類（写） ○時間割などのスケジュールがわかる書類（写）
虐待・DV	○虐待・DVのおそれがあることがわかる書類 （児童に対する保護の必要性が確認できる関係機関からの書類等）

その他の書類一覧

世帯の状況	必要書類
父母が令和7年（2025年）1月1日 時点で燕市に住民登録がない場合	※保護者の状況によって提出書類が異なるため、以下の 市区町村 民税額を決定する書類 をご覧ください。
父母が令和8年（2026年）1月1日 時点で燕市に住民登録がない場合	
生活保護世帯の場合	○生活保護受給証明書の写し
ひとり親家庭の場合	○戸籍謄本の写しまたは、児童扶養手当証書の写し
離婚調停中の場合	○裁判所の調停事件係属証明書または、呼出状などの写し
在宅障がい児（者）がいる世帯の場合	○障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当受給証明書、障害基礎年金証書等の写しのいずれか

市区町村民税額を決定する書類

入園 希望月	保護者の状況	必要書類
4 ～ 8 月	令和7年（2025年）1月1日 時点で燕市民の方	原則、書類の提出は必要ありません。 ※保育料・副食費算定のため、「令和7年度（非）課税証明書」の提出をお願いする場合があります。
	令和7年（2025年）1月1日 時点で燕市に住民登録がない方	
	令和7年（2025年）1月1日 時点で日本に住民登録がない方	令和7年度（2025年度）住民税相当額を算出するための 収入証明書等
9 ～ 3 月	令和8年（2026年）1月1日 時点で燕市民の方	原則、書類の提出は必要ありません。 ※保育料・副食費算定のため、「令和8年度（非）課税証明書」の提出をお願いする場合があります。
	令和8年（2026年）1月1日 時点で燕市に住民登録がない方	
	令和8年（2026年）1月1日 時点で日本に住民登録がない方	令和8年度（2026年度）住民税相当額を算出するための 収入証明書等

4. 4月入園の決定及び入園説明会について

令和8年1月下旬（予定）に入園の決定について「入園承諾通知書」にて通知します。

なお、希望する施設の申込状況により、他の施設に変更していただく場合や、入園ができない場合があります。その際は、「入園承諾通知書」の発送前に、お電話にてご連絡します。また、審査により保育の必要性が認められない場合は保育施設への入園はできませんので、あらかじめご了承ください。

公立施設の入園説明会は、次のとおり予定しています。「入園承諾通知書」と一緒に入園説明会の案内を送付します。（私立施設の入園説明会については、各施設へお問合せください。）

令和8年度 公立施設入園説明会

日時：令和8年2月5日（木） 午前9時30分から

※0歳児については、上記の日程と異なりますので、「入園承諾通知書」に同封されている「入園説明会のご案内について」に記載された日時をご確認ください。

会場：「入園承諾通知書」に記載された施設

5. 公立施設の食物アレルギー対応について

施設における食物アレルギー対応食の提供は、「完全除去」を基本とします。医師の診断・指示のもと、安全性を最優先とするため、希望どおりの対応ができない場合があることをご了承願います。

食物アレルギーをおもちのお子さんは、施設での対応を決定するために以下の手続きが必要ですので、申込み手続きの際に園長にお申し出ください。（時期は目安です。）

② 入園申請書類提出時に、施設が食物アレルギーの有無等を確認します。

②令和7年11月中旬に、食物アレルギー対応に関する書類一式を郵送等でお届けしますので、案内に従って医療機関を受診し、令和8年1月末までに施設へ必要書類を提出してください。

③令和8年2月末までに、施設で行う面談に出席いただき、施設での対応を決定します。

④令和8年4月の給食開始前までに各施設で行う面談に出席いただき、担任を含め、あらためて施設での対応を確認します。（食物アレルギーの原因食物が、当市が定める「園で提供しない食物」のみの場合、この面談は行いません。）

※私立施設の食物アレルギー対応については、各施設へお問合せください。

5. 教育・保育給付認定申請書（入園申込書）について



記入の仕方は、P9 **記入例** を参考にしてください。

（表）

申請児童

「氏名」「フリガナ」「生年月日」「個人番号」を記入し、**令和8年4月1日現在の年齢**を記入します。
「性別」及び「障害者手帳等の有無」（療育手帳を含む）は、該当するどちらかに○をつけてください。
（※第一希望が私立施設の場合、個人番号欄は記入不要です。）

保護者

同居している父母どちらかの「氏名」「フリガナ」「住所」「申請児童との続柄」「連絡先電話番号」を記入してください。

「令和7年1月1日現在の住所」「令和8年1月1日現在の住所」を記入します。1月1日現在の住所が父母で異なる場合は、それぞれについて記入してください。

保育の希望の有無

保護者の就労などにより、家庭で保育できない場合は「有」に○、家庭で保育可能だが、幼稚園等での教育を希望する場合は「無」に○をつけてください。

世帯の状況

申請児童の両親及び同居している親族等の全員について記入してください。単身赴任中や別居中の保護者も記入してください。**住民票上、世帯を分離していても、同居の親族等がいる場合は記入してください。**既に保育園や小中学校などに入園・入学している児童がいる場合は、保育園名や学校名を「勤務先・学校名等」に記入してください。

（※1. 申請児童と同居している、おじ、おば、曾祖父母の個人番号欄は記入不要です。）

（※2. 第一希望が私立施設の場合、全世帯員の個人番号欄は記入不要です。）

家庭の状況

該当するものにチェック☑してください。なお、該当する場合は次の書類が必要です。

【「ひとり親家庭」に☑した場合】

戸籍謄本の写しまたは、児童扶養手当証書の写し

【「在宅障がい児（者）のいる世帯」に☑した場合】

障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当受給証明書、障害基礎年金証書等の写しのいずれか

生活保護の適用の有無

生活保護の適用について該当する方に○をつけてください。適用有りに○をつけた場合は、保護開始年月日を記入して、生活保護受給証明書の写しを添付してください。

(裏)

利用を希望する期間

途中退園の予定がなければ、小学校就学直前の3月末日までを記入してください。

〔参考：令和8年4月1日から小学校就学始期までの最大期間〕

令和8年4月1日 現在の年齢	入園年月日	～	退園年月日
5歳児	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日
4歳児	令和8年4月1日	～	令和10年3月31日
3歳児	令和8年4月1日	～	令和11年3月31日
2歳児	令和8年4月1日	～	令和12年3月31日
1歳児	令和8年4月1日	～	令和13年3月31日
0歳児	令和8年4月1日	～	令和14年3月31日

希望する利用曜日・時間

希望する利用曜日と利用時間を記入してください。ただし、保育時間（標準時間か短時間）は、就労証明書などに記載の1か月あたりの就労時間により認定します。そのため、希望どおりの保育時間にならない場合がありますのでご了承ください。

希望する施設名

第3希望まで記入してください。希望理由は記入例を参考に簡潔に記入してください。

保育の利用を必要とする事由

（表）面で「保育の希望の有無」を「有」にした場合は、保護者別に保育を必要とする事由全てに☑し、具体的な状況を記入してください。

（表）面で「保育の希望の有無」を「無」にした場合は、記入不要です。

個人情報の提供に関する署名欄

市が、教育・保育給付認定及び利用者負担額算定のため、住民基本台帳、課税情報及び福祉状況の情報を閲覧します。また、その情報に基づき決定した内容について、特定教育・保育施設等に対して提示します。同意の署名をお願いします。

その他、ご留意いただきたいこと

- 「保育の利用を必要とする事由」によっては、保育を実施する期間の希望に添えないことがあります。
- 希望者が多数の場合、希望する施設へ入園できないことがあります。（この場合は、第2・第3希望の順に入園できる施設を紹介します。）

申込み時に住民登録が燕市外にある場合は、令和7年度中（令和8年3月末日まで）の燕市への転入を条件に申込みを受け付けますが、転入が間に合わなかった場合は、入園が取り消しになりますのでご注意ください。できるだけ早めの転入手続きをお願いします。

教育・保育給付認定申請書（入園申込書）

（施設型給付費・地域型保育給付費等）

燕市長 様

令和 7 年 ●● 月 ●● 日

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

申請児童	個人番号													生年月日	性別	障害者手帳等の有無
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	(年齢は4月1日時点)	男・女	有・無	
	氏名															
保護者	氏名													申請児童との続柄	連絡先	
	氏名													父	携帯電話	090-1234-7890 (父)
	氏名														携帯電話	080-1234-7890 (母)
	住所：〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地 燕アパート101号															
	令和7年1月1日現在の住所 燕市内・燕市外 (父：〇〇市 母：●●市) 令和8年1月1日現在の住所 燕市内・燕市外 ()															
保育の希望の有無 (※)	有 保護者の労働又は疾病等の事由により、保育園等において保育の利用を希望する場合 (幼稚園等と併願の場合を含む)															
	無 幼稚園等の利用を希望する場合 (保育園等と併願の場合を除く)															

(※)

- 「保育園等」とは、保育園、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。（以下同じ）
- 「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。
- 「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入してください。

① 世帯の状況（住民票が別世帯であっても、同居者全員と別居・単身赴任の父母は記入してください。）

区分	個人番号	氏名	児童との続柄	生年月日	勤務先・学校名等	備考
児童の世帯員	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	燕 太郎	父 (パートナー含む)	S60 年 1 月 1 日	(株)□□□□	同居・別居
	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	花 子	母 (パートナー含む)	S62 年 2 月 2 日	△△△△(株)	同居・別居
	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	二 郎	兄	H27 年 3 月 3 日	◎◎小学校	同居・別居
	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	桜 子	姉	R2 年 4 月 4 日	☆☆保育園	同居・別居
	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	家庭の状況によっては、保育料・副食費の算定に影響があります。漏れの無いようにお願いします。				同居・別居
	6 6					同居・別居
	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	梅 子	母	S42 年 7 月 7 日	◆◆市役所	同居・別居
	家庭の状況		□ひとり親家庭 ・ □在宅障がい児（者）のいる世帯 ・ ☒ 左記以外			
生活保護の適用の有無		☒ 適用無し ・ 適用有り (年 月 日保護開始)				

※記入にあたっての注意事項は、入園案内をご確認ください。

利用を希望する期間	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 12 年 3 月 31 日まで		
希望する 利用曜日・時間	利用曜日		利用時間
	月 曜日 ~ 金 曜日まで		8時00分~16時00分まで
希望する施設 (事業者) 名	施設(事業者) 名		希望理由
	第1希望	☆☆保育園	姉が通園しているため
	第2希望	〇〇こども園	自宅から近いため
	第3希望	◎◎保育園	母の勤務先から近いため

	続柄	必要とする事由 (該当するもの全てにチェック☑)	具体的な状況 (勤務先、就労時間・日数や疾病の状況など)
保育の利用を必要とする事由	父 (パートナー含む)	☒ 就労等 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 ()	(株)□□□□ 8:30~18:30 勤務月~金(週5日)
	母 (パートナー含む)	☒ 就労等 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 ()	△△△△(株)でパート 9:00~15:00 勤務月~土(週6日)

燕市が教育・保育給付認定及び利用者負担額算定のため、住民基本台帳、市区町村民税課税情報及び福祉状況の情報（同一世帯者及び生計同一者を含む）を閲覧することに同意します。また、その情報に基づき決定した内容について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 燕 太 郎
(本人自ら署名する場合は、押印不要)

* 市記入欄

保護者氏名が自署の場合、押印は不要です。

認定理由 ☐ 就労 ☐ 妊娠 ☐ 疾病 ☐ 求職活動 ☐ 看護 ☐ 就学 ☐ 災害 ☐ その他										☐ 1号		☐ 標準 ☐ 短			
認定期間						書類不備		書類確認							
令和 年 月 日 から								☐ 1次							
令和 年 月 日 まで								☐ 2次							
備考欄															

6. 保育施設の入園選考方法について



入園の選考については以下のとおり行います。

(Ⅰ) 4月入園の申込みの場合

1. 申込み者全員を希望する施設ごとに集計します。
2. 定員を超えていない場合は、そのまま入園が決定します。
3. 定員を超える申込みがあった場合は、世帯全体の状況などにより、次の【燕市利用調整指数表】に基づいて利用調整を行い、入園の優先順を決定します。
 - ① 利用調整は、【表1：保育の利用を必要とする事由に関する項目】に応じた優先度と【表2：調整項目】に応じた優先度の二つの優先度を基に行われます。(優先度はAが最も高く、BCD・・・の順に低くなるものとします。)
 - ② 優先度の高い方から、入園を承諾します。
 - ③ 優先度が同一の場合は、【表3：優先度が並んだ場合に考慮する事項】を基に、優先度の高い方から入園を承諾します。
4. 第1希望に入園できない場合は、第2希望・第3希望の順に入園できる施設を紹介します。
5. 定員に満たなかった施設については、申込み期限後も受付します。

(Ⅱ) 年度途中の申込みの場合

1. 定員に余裕がある施設については、申込み順により決定します。
2. 定員に余裕がある施設であっても、児童の年齢によっては受け入れができない場合があります。



【燕市利用調整指数表】

表 1：保育の利用を必要とする事由に関する項目

区分		父母の保育できない事由・状況		優先度 (注1-1)
1	就労 (月48時間以上) ※内定を含む	外勤 自営業 農業	1か月140時間以上の就労	B
			1か月120時間以上140時間未満の就労	C
			1か月110時間以上120時間未満の就労	D
			1か月100時間以上110時間未満の就労	E
			1か月80時間以上100時間未満の就労	F
			1か月60時間以上80時間未満の就労	G
			上記に当てはまらない1か月48時間以上の就労	H
		内職	1か月120時間以上の就労	H
			上記に当てはまらない1か月48時間以上の就労	J
2	求職活動	ひとり親	J	
		ひとり親以外	K	
3	妊娠・出産	出産予定日の8週間前の日の属する月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで		B
4	疾病・負傷	1か月以上の入院若しくは常時寝たきりの状態		B
		上記以外の状態で常時保育が困難な場合		H
5	障がい	重度の障がい(身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A又は同程度)		B
		中度の障がい(身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B又は同程度)		F
		上記以外の状態で常時保育が困難な場合		H
6	介護・看護	疾病や障がいの親族を介護又は看護している場合		区分1の自営業・農業事業主に準ずる
7	災害復旧	災害の復旧にあたっている場合		B
8	就学	職業訓練施設・大学・専門学校等への就学		区分1の外勤に準ずる
9	育児休業	育児休業期間中に認可保育施設等を利用しており、市外転居若しくは転勤に伴う住所異動理由で転園を希望する場合又は地域型保育事業の卒園児童で連携施設以外の施設への入所を希望する場合		区分1の外勤に準ずる (注1-2)
10	虐待・DV	保育の必要性が高いと認められる場合		B
11	その他	上記のほか、明らかに保育できない状況にあると判断されるもの		区分1～9に準ずる (注1-3)
備考				
1 児童福祉の観点から、市長が特に保育の必要性が高いと認められる場合は利用調整より除く。				
2 市外からの委託協議については、原則市内の児童を利用調整した後に行う。				

注1-1 父及び母の状況について、それぞれ当てはまる優先度を合算する。また、ひとり親家庭の場合、当てはまる優先度を2倍にする。

注1-2 育児休業前の就労証明書等により判断する。

注1-3 客観的資料に基づき判断する。

表2：調整項目

区分	状況		優先度
世帯の状況	ひとり親世帯	65歳未満の祖父母と同居している（注2-1）	H
		同居の祖父母はいない又は同居の祖父母は65歳以上である	A
	保護者が身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けている場合（当該者の障がい事由又は当該者を介護・看護する事由は適用しない）（注2-2）		I
	保護者が身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B以下の交付を受けている場合（当該者の障がい事由又は当該者を介護・看護する事由は適用しない）（注2-2）		J
	同居親族（申請児童を含む）に身体障害者手帳3级以上、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている場合（当該同居親族を介護・看護する事由は適用しない）（注2-2）		J
	保護者が保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師・准看護師・保健師・養護教諭として市内の認可保育施設、幼稚園及び（市から委託を受けた）病児・病後児保育施設に勤務する世帯（障がい児保育を担当する保育補助職員を含む）	月労働時間数が140時間以上	A
		月労働時間数が120時間以上140時間未満	B
		月労働時間数が48時間以上120時間未満	F
	生活保護世帯（求職活動事由の場合のみ）		H
	65歳未満の祖父母と同居し、祖父母が保育可能な状況にある（注2-3）（ひとり親世帯は除く）		減点
	保護者が育児休業明けの世帯又は産休明けの世帯（外勤者のみ）（注2-4）		H
	同一世帯に保護者が同じ小学生以下の子どもが3人以上いる世帯（子どもが4人以上いる場合は1人増えるごとに1点ずつ加点する）		J～
	申込児以外の未就学の子どもを幼稚園・認可保育施設・認可外保育施設に預けていない（注2-5）		減点
就労の状況	保護者が単身赴任中		H
	保護者のいずれも昼夜交代制勤務である		J
申込みの状況	前年度利用調整対象児童である		A
	兄弟姉妹が在園する認可保育施設を第1希望として申込みする場合		B
	兄弟姉妹が同時に同一認可保育施設に申込みする場合（前項目と重複加点は行わない）		C
	地域型保育事業の卒園児童で市内の保育施設に継続して入園を希望する場合		G
その他	専門機関から児童にとって集団保育が必要と判断された場合		H

注2-1 就労証明書が提出され月48時間以上の就労が確認できる場合又は障がい等により自宅での保育が困難と判断できる書類が提出される場合は優先度が上がる。

注2-2 状況が確認できる資料を申請書に添付することで、優先度を上げることができる。

注2-3 就労証明書が提出され月48時間以上の就労が確認できる場合又は障がい等により自宅での保育が困難と判断できる書類が提出される場合は適用しない。

注2-4 入園申込期限の翌日から入園月の末日までの間に復帰する者をいう。

注2-5 当該子どもを介護・看護する事由で入園する場合は適用しない。

表3：優先度が並んだ場合に考慮する事項

優先順位	項目
1	父母の一方が単身赴任等で不在の世帯
2	父母の保育の利用を必要とする事由に関する項目の優先度がより高い世帯
3	保育の利用を必要とする事由間の優先順位（①から⑪の順で優先させる） ①虐待・DV ②災害復旧 ③疾病・障がい ④就労（外勤） ⑤就労（自営業・農業） ⑥介護・看護 ⑦就学 ⑧妊娠・出産 ⑨就労（内職） ⑩育児休業 ⑪求職活動
4	すでに在園している兄弟姉妹がいる世帯
5	養育する小学生以下の子どもが多い世帯
6	生活保護世帯
7	父母の合計所得がより少ない世帯（注3-1、注3-2）

注3-1 父母の両方が不在の世帯は本項目においては最優先として扱う。

注3-2 所得が未申告であるなど父母の所得が確認できない場合、本項目においては最下位として扱う。



7. 保育料等について



<保育料について>

- 【3～5歳児】 保育料（副食費や延長保育料などの諸費用を除く）は無償です。
副食費については、<3～5歳児の副食費について>をご覧ください。
- 【0～2歳児】 市区町村民税の課税状況により保育料を徴収します。
燕市保育料徴収金基準額表（下表）を参考にしてください。
（副食費・主食費は保育料内に含まれています。）

令和8年度（2026年度）については決定されていませんので、目安として参考にしてください。
令和7年度（2025年度）保育料は下記のとおりです。

燕市保育料徴収金基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額（月額）							
階層区分	定 義		乳児の場合 （0歳児）		3歳未満児の場合 （1～2歳児）		3歳以上児の場合 （3～5歳児）		標準時間 間定	短時間 間定
			標準時間 間定	短時間 間定	標準時間 間定	短時間 間定	標準時間 間定	短時間 間定		
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0	0	0	0	0	0		
第2	市区町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0		
第3	第1階層を除き、市区町村民税所得割の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	12,000	11,800	11,000	10,900	0	0		
第4		48,600円以上 57,000円未満	16,000	15,800	15,000	14,800	0	0		
第5		57,000円以上 70,000円未満	20,000	19,700	19,000	18,700	0	0		
第6		70,000円以上 97,000円未満	24,000	23,600	23,000	22,700	0	0		
第7		97,000円以上 120,000円未満	29,000	28,600	28,000	27,600	0	0		
第8		120,000円以上 169,000円未満	33,000	32,500	32,000	31,500	0	0		
第9		169,000円以上 301,000円未満	38,000	37,400	37,000	36,400	0	0		
第10		301,000円以上 397,000円未満	40,000	39,400	39,000	38,400	0	0		
第11		397,000円以上	45,000	44,300	44,000	43,300	0	0		

【備考】

- 4月分から8月分までは前年度分、9月分から翌年3月分までは当年度分の市区町村民税の所得割額をもとに階層区分の判定を行う。
- 児童の属する世帯が次に掲げる世帯（以下「要保護世帯等」という。）である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金の額を、第2階層と判定された世帯は無料、第3階層と判定された世帯は1,000円減額した額に2分の1を乗じて得た額、それ以外の要保護世帯等で市区町村民税所得割が77,101円未満と判定された世帯は2分の1を乗じて得た額又は9,000円のどちらか低い金額とする。この場合において、この額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
（1）母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯

(2) 在宅障がい児(者)のいる世帯 次に掲げる在宅障がい児(者)を有する世帯

- ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき市長が認めた世帯

3. 児童の属する世帯が要保護世帯等であり、児童の保護者が生計を一にする複数の者を養育又は監護している場合には、最年長の者から順に、2人目以降の保育料について無料とする。
4. 前項に掲げる以外の世帯の児童の保護者が生計を一にする複数の者を養育又は監護している場合には、最年長の者から順に、2人目の保育料にあつては、第2階層と判定された世帯は無料、それ以外の世帯は当該階層の徴収金基準額に2分の1を乗じて得た額(この額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、3人目以降の保育料にあつては、無料とする。
5. 第3項及び第4項の場合において、対象となる者の範囲は、最年長の者から順に2人目の保育料にあつては次の(1)及び(2)、最年長の者から順に3人目以降の保育料にあつては次の(1)及び(3)のとおりとする。
 - (1) 市区町村民税所得割額が57,700円未満と判定された世帯及び市区町村民税所得割額が77,101円未満と判定された要保護世帯等 保護者と生計を一にする次に掲げる者
 - ア 当該保護者が現に監護する18歳未満の児童
 - イ 当該保護者に監護されていた者(アに該当していた者が成年となった場合)
 - ウ 当該保護者又はその配偶者の直系卑属
 - (2) 前号以外の世帯 保護者と同一世帯の児童で、保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由施設通園部、児童心理治療施設通所部及び児童デイサービスにおいて保育を実施されている者
 - (3) 第1号以外の世帯 保護者と同一世帯の子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第6条第1項に規定する子どもをいう。)

＜3～5歳児の副食費(給食費)について＞

公立施設は実費徴収します。

(私立施設の副食費の金額については、各施設へお問合せください。)

以下の世帯については、副食費が免除になります。

【2号認定】 ・市区町村民税所得割が57,700円未満の世帯 ※1

(上記【備考】2の要保護世帯等にあつては77,101円未満)

- ・全ての世帯の第3子以降(小学校就学前の兄弟姉妹のうち最年長の児童から第1子と数える)

(※1) 4月分から8月分までの副食費にあつては前年度分市区町村民税の課税状況により、9月分から3月分までの副食費にあつては当年度分市区町村民税の課税状況により判定を行う。

保育料及び副食費滞納者への対応について

【お願い】

保育料及び副食費を滞納した場合、入園申込書に記入された連絡先へご連絡します。ご了承ください。

8. 入園（申込み）後の手続きについて



入園（申込み）後に、次の事項に該当する場合は、速やかに保育施設へ届け出てください。

（各種様式は保育施設にあります。届出に伴う認定や保育料等の変更内容は、書類提出後の翌月から反映されます。）

こんなとき

具体的な手続き例

家庭で保育が可能となった場合



保育施設を退園する必要があるため、「退園届」を提出してください。

市内で転居した場合



世帯の状況により手続きが変わるため、こども未来課へお問合せください。

市外に転出する場合



保育施設を退園する必要があるため、「退園届」を提出してください。

家庭状況に変更があった場合
（結婚・離婚・死亡等）



世帯の状況により手続きが変わるため、こども未来課へお問合せください。

保護者の就労先や就労時間が変わった
場合



「教育・保育給付認定変更届」及び、変更のあった保護者の「就労証明書」を提出してください。

母親が出産を控え、産前産後も保育を
必要とする場合



妊娠・出産の事由で保育を受けることが可能です。
「教育・保育給付認定変更届」及び、「母子健康手帳（分娩予定日、保護者氏名記載箇所）（写）または妊産婦医療費受給者証（写）」を提出してください。

産前産後・育児休業から復帰する場合



「教育・保育給付認定変更届」及び、「復職予定日が記載された就労証明書」を提出してください。

退職したが、引き続き保育を必要
とする場合



「教育・保育給付認定変更届」及び、変更のあった保護者の「家庭で保育できない状況を証明する書類」を提出してください。

教育・保育給付認定期間を満了するが
引き続き入園が必要な場合



教育・保育給付認定満了月に「教育・保育給付認定申請書（入園申込書）」をお渡しします。
「教育・保育給付認定申請書（入園申込書）」及び、保護者の「家庭で保育できない状況を証明する書類」を提出してください。

9. よくある質問（Q&A）



申込みについて

Q. 学区外の保育施設に入園することはできますか？

A. 市内の保育施設であれば、どこの保育施設でも入園可能です。家の近くではなく、職場に近い保育施設を希望する方もいます。

Q. これから出産する予定の子どもを申し込むことはできますか？

A. 生まれる前から申込みは出来ません。お子さんが生まれて、出生届の提出以降に申し込んでください。

保育料について

Q. 保育料は、どのように決まるのですか？

A. 市区町村民税の所得割額をもとに、燕市保育料徴収金基準額表から算定します。

Q. 私立施設は公立施設より保育料が高いですか？

A. 燕市内の認可保育施設では、保育料の違いはありません。ただし、保育料とは別に施設によっては、粘土ケースやおたより帳などを準備する費用や、体操教室など特色ある保育を行う場合は別途費用がかかる可能性があります。同じく、副食費についても私立施設は各施設によって金額が異なります。

入園後の保育について

Q. ならし保育（入園直後の短い時間の保育）を行っていますか？

A. 新入園児に限り、一週間程度は給食を食べて12時にお帰りとなります。私立施設については、各施設へお問合せください。

Q. 子どもが感染症にかかり保育園を休んでいましたが、登園できるまでに回復しました。登園させるにあたり、医師からの証明は必要ですか？

A. 医師が記入した「治癒証明書」を提出してください。用紙は、各保育施設とこども未来課にあります。また、燕市ホームページからもダウンロードできます。

育児休業延長の際に必要な「不承諾通知書」の発行について

Q. 保育施設に空きがないので、育児休業を延長する予定です。会社に提出するための不承諾通知書がほしいのですが、どのようにしたらいいですか？

A. 「入所保留通知書（不承諾通知書）」が必要な方についても、入園の申込みをしていただきます。入園申込みの手続きの結果、希望施設に空きがない場合は通知書をお渡しします。詳しくはこども未来課へお問合せください。

転園について

Q. 新年度入園で転園を希望し、第一希望の園に入園できなかった場合は、元の園に戻れますか？

A. 転園も新規入園者と同じように入園調整をさせていただきます。したがって、元の園が定員超過となり、入園調整の対象となれば、元の園に戻れない可能性があります。その場合には、別の園をご案内いたします。

提出書類チェックリスト（２・３号認定用）

～ 本シートで必要書類が揃っているか確認できます。申込みをする前に確認しましょう。 ～
 ※燕市外の施設を希望する場合には、燕市役所こども未来課までお問い合わせください。

◆申込者全員が必要な書類	チェック
①教育・保育給付認定申請書（入園申込書）	
②父母の保育できない状況を証明する書類	
③祖父母の家庭で保育できない状況を証明する書類 （65歳未満の祖父母が同居している場合のみ）	



第1希望の園が・・・

◆公立保育園・公立認定こども園の方	チェック
①燕市市税等口座振替依頼書	
②保護者（提出者）の個人番号カード（マイナンバーカード）	

◆私立保育園の方	チェック
①市が個人番号を確認することへの「同意書」	
②燕市市税等口座振替依頼書（0～2歳児クラスのみ）	

◆私立認定こども園、地域型保育施設の方	チェック
①市が個人番号を確認することへの「同意書」	



◆世帯状況によって必要な書類		チェック
①生活保護を受けている世帯	生活保護受給証明書の写し	
②ひとり親家庭の世帯	戸籍謄本の写しまたは、児童扶養手当証書の写し	
③離婚調停中の世帯	裁判所の調停事件係属証明書または、呼出状などの写し	
④在宅障がい者がいる世帯	障がい者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当受給証明書、障害基礎年金証書等の写しのいずれか	

※「教育・保育給付認定申請書（入園申込書）」のみ、児童1人につき1部ご用意ください。
 それ以外の書類は、きょうだいに1部ご用意ください。

10. 認可保育施設一覧

●保育園

公私	園名	所在地	電話番号 市外局番 (0256)	入園できる年齢 (令和8年4月1日現在)
公立	藤 の 曲 保 育 園	新栄町131番地	63-3792	生後2か月以上
	つ ぼ み 保 育 園	秋葉町四丁目10番40号	63-6305	
	小 高 保 育 園	小高1593番地	63-5006	1歳以上
	西 燕 保 育 園	花見414番地1	63-4064	生後2か月以上
	大 曲 八 王 寺 保 育 園	八王寺740番地	64-3001	
	三 方 崎 保 育 園	関崎19番地	64-4020	1歳以上
	よ し だ 保 育 園	吉田浜首町20番14号	92-2811	生後2か月以上
	栗 生 津 保 育 園	栗生津623番地1	93-2634	生後2か月以上
	吉 田 北 保 育 園	佐渡山4130番地1	93-2419	
	島 上 保 育 園	横田534番地	97-1363	生後6か月以上
	あ お い 保 育 園	中島1208番地	97-1591	生後2か月以上
私立	泉 保 育 園	小古津新1592番地3	62-3873	生後5か月以上
	分 水 パ ス テ ル 保 育 園	笈ヶ島1210番地1	78-8058	生後2か月以上
	小 池 保 育 園	小池1626番地	66-2730	生後2か月以上
	水 道 町 保 育 園	水道町三丁目22番3号	64-4590	生後2か月以上

●地域型保育施設

公私	園名	所在地	電話番号 市外局番 (0256)	入園できる年齢 (令和8年4月1日現在)
私立	ハ ッ ピ ー 第 四 保 育 園	井土巻五丁目121番地	64-8211	生後5か月以上3歳未満
	ハ ッ ピ ー 第 五 保 育 園	小関1413番地1	47-1506	
	ヤクルトつばめ保育園	井土巻四丁目281番地	66-5960	生後6か月以上3歳未満

●認定こども園

公私	園名	所在地	電話番号 市外局番 (0256)	入園できる年齢 (令和8年4月1日現在)
公立	燕 こ ど も 園	白山町一丁目9番15号	63-6206	生後2か月以上
	燕 南 こ ど も 園	南三丁目1番20号	63-3786	1歳以上
私立	認 定 こ ど も 園 真 学 園	灰方726番地	63-4055	生後6か月以上
	きららおひさまこども園	吉田東栄町34番10号	78-7804	生後2か月以上
	きららにこにここども園	吉田西太田704番地	78-8025	
	認定こども園ぎんなん保育園	井土巻228番地	63-5671	
	認定こども園第二泉こども園	四ツ屋596番地	64-4500	生後5か月以上